

# 公益社団法人東京のあすを創る協会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京のあすを創る協会（以下、「本協会」という。）という。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を東京都中央区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、都民自らの創意と活力を結集し、生活課題や地域課題を解決し、明るく住みよい地域社会を実現するため、都民の暮らしと健康を守る運動を実践推進し、もって、豊かな東京のあすの創造に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) あすを創る運動に関する啓発普及及び表彰
  - (2) あすを創る運動に関する調査研究及び資料の作成頒布
  - (3) あすを創る運動に関するシンポジウムの開催等
  - (4) あすを創る運動に関する実践団体の活動に対する協力ならびに支援
  - (5) あすを創る運動に関する東京都等公的機関からの受託事業
  - (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人または団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意の退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき又は団体が解散したとき。
- (2) 第7条の会費を2年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合における、前条の規定の適用について、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 監事には、本協会の理事(親族その他特別の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を統括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第26条 役員は無給とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長・副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本協会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告しその他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第35条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 顧問及び参与等

### (顧問、参与)

第 36 条 本協会は、顧問、参与を置くことができる。

- 2 顧問、参与は理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の主要な事項について、会長の諮問に答える。
- 4 参与は、本協会の事業の運営について、会長の相談に応じる。
- 5 顧問、参与の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 6 顧問、参与は無償とする。ただし、費用を弁償することができる。

### (専門委員)

第 37 条 本協会に、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 4 専門委員の職務は、会長の委嘱を受け、その権限に属する業務に関して必要な調査助言をする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第 39 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第 41 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

## 第 11 章 事務局及び職員

### (事務局の設置等)

第43条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 職員 若干名

3 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任命する。

4 職員は、会長が任命する。

5 職員は、有給とする。

6 事務局長は、会長の命を受けて、本協会の事務を処理する。

7 事務局の組織、その他必要な事項は、理事会の承認を経て会長が定める。

附 則 (平成23年6月23日決定、平成23年9月21日東京都公益認定等審議会承認)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長（代表理事）は、市川芳正とする。

4 この法人の最初の常務理事（業務執行理事）は、関口栄一とする。

附 則 (平成25年3月18日改正)

1 この定款は、総会承認の日から施行する。